

○三次市行政不服審査会設置条例

平成27年12月18日条例第35号

三次市行政不服審査会設置条例

(設置)

第1条 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項の規定に基づき、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため、市長の附属機関として、三次市行政不服審査会（以下「不服審査会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 不服審査会は、3人の委員で組織する。

- 2 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第3条 不服審査会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、不服審査会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 不服審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 不服審査会の会議及び会議録は、非公開とする。ただし、答申については、この限りでない。

(調査権限)

第5条 不服審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、審査請求に係る公文書等の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、不服審査会に対し、その提示された公文書等の公開を求めることができない。

- 2 実施機関は、不服審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒むことができない。

(関係者の出席等)

第6条 不服審査会は、審査のために必要があると認めるときは、審査請求人、実施機関の職員、その他関係者（以下「関係者」という。）の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

2 不服審査会は、関係者に審査のために必要な書類又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 不服審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、法の施行の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行の前においても、必要な準備行為をすることができる。

(最初の会議)

3 この条例の施行の日以後、最初に開催される不服審査会の会議は、第4条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。